

議会基本条例(素案)等に対する意見とその対応

会派	意 見 (要旨)	対 応 (案)
全体 明政会 (柳澤明)	議員の責務のみをことさら強調する部分が多く、議員の権限に関する規定や表記が希薄で、バランスが悪い。	<p>全国的に、政務活動費の使途を巡っての批判の高まり、「3ない議会」への批判、議員定数・議員報酬への批判、こういった議会または議員への不信感が募り、議会不要論まで言われるようになっている。こうした市民感情を払拭すること、またはそれに対抗すること、これこそが議会基本条例制定の真の目的である。</p> <p>そうしたことから、議会及び議員自らを律する規定が多く盛り込まれており、全国的にも同じような状況にある。また、それらは議会としてあるいは議員として、ごく当たり前の規定が多い。</p> <p>議員の権限については、議会基本条例より上位の位置付けとなる地方自治法(第6章)に定められていることから、議会基本条例には敢えて規定していない。</p>
前文 第10条 創政会	「負託」を「信託」に変更	広辞苑では、「国民の負託にこたえる」と用例を示しており、「信託」は財産運用を委任する意義の用例ばかり。従って原案どおり「負託」を採用する。
明政会 (柳澤明)	「法人」とは営利法人及び非営利法人の両方を指すものか?	営利法人は当然法人税を納める納税者であり、非営利法人が例え納税していないくとも、その活動が社会的貢献に寄与する場合もあることから両方を対象としている。
	その他の団体とは具体的に何を指すものか?	町内会・ボランティア団体等の様々な活動をしている社会的活動を行う団体。
	反日的なものや反社会的なものまでを含む全ての団体、法人と称するものまでも対象と解せられるがそれでよいか?	公序良俗に反する事項を目的とする法律行為は、民法で無効とされていることから、反日的または反社会的な行為については対象とならない。
第3条 第1号 明政会 (竹内裕)	市民について、市内に在住は理解出来るが、在勤又は在学する個人及び市内で活動する法人、その他の団体をいうという点は理解出来ない。特に市内で活動する法人、その他の団体とは、どういう根拠で市民という定義の中に入れているのか疑問。特定の団体が、何等かの意図をもって市民を代表してなどと発言されても、この条文通りになると対応できないと思う。この点については再考を望む。	<p>市政においては、住民登録のある者に限らず、通勤・通学者や企業、法人、団体等に対しても、市民として義務を課し、又は権利を制限し、一方では市が取り組む「協働のまちづくり」を担う重要なパートナーとして捉えており、市政運営の一翼を担う市議会としても、執行機関との整合を図り、そのような「広義の市民」を対象とする議会運営を考えなければならないと思われる。</p> <p>(土浦市男女共同参画推進条例、及び土浦市安心で安全なまちづくり条例においては、「広義の市民」の捉え方をしている。)</p>

会派	意 見 (要旨)	対 応 (案)
第4条 第6号 第6条 第2項 第8条 第1号	明政会 (吉田博史)	本会議や委員会での自由討議の具体化について
第8条 第1号 第17条 第1項	創政会	議員間の自由討議をするための具体的方法を明示すべき。
第4条 第7号	創政会	「不斷に見直しを行うこと」 ⇒ 「必要に応じて見直しを行うこと」又は「継続的に見直しを行うこと」
第11条 第1項	明政会 (柳澤明)	議会、議員が知り得る様々な情報の提供が義務とされるが、それでよいか？
	明政会 (柳澤明)	解説に「市民からの負託に応えるため…」とあるが、議員に負託するのは有権者・住民であり、「市内に在勤又は在学をする個人及び市内で活動する法人その他の団体」ではない。この矛盾をどう解釈すればよい？ また、市税を負担する住民と、負担しない市外に居住する人々が「市民」として土浦市において同じ権利を有するのは不公平にならないか？
第11条 第2項	明政会 (柳澤明)	議会側から要請できる条文を付加すべき。
第13条	明政会 (柳澤明) (竹内裕)	条文化する前に試行して、その方法を考えた方が良いと思う。

	会派	意 見 (要旨)	対 応 (案)
第13条	明政会 (柳澤明)	議員個人の見解を述べることは原則禁止されているが、それでは市民との意見交換会という趣旨にそぐわない。	意見交換会では自己の意見を述べざるを得ないと考える。 議会報告会実施要項第3条第3項を第1項にかかるようにする。(第2項と第3項の順番を入れ替える)
		実施要項に個々の意見を求められた場合にのみ言えるとの例外措置があるが、議会としての統一見解と自己意見が相反する場合はどうするのか?	その場合は簡潔に自己意見を説明する。個々の主義主張については、個々の政務活動の中で論ずるべきである。 細かい運用については、広報広聴委員会において議論する。
		単に情報の伝達や事後報告、それについて市民からの意見を聞くためだけのものにしか過ぎないのであれば不必要。	議会の報告については「事後報告」という性格だが、テーマを設定した意見交換は一定の範囲内で自由な発言が可能であるから有益なものと考える。 議会報告会は2部構成で、1部は議会としての報告、2部ではテーマを設定した市民との意見交換を実施する。
	明政会 (柳澤明) (竹内裕)	議員個々の意見を述べる事は出来ず、議決された事項だけ統一して報告するだけでは、議員及び市民の意見交換にならない。	議会の報告については「報告」という性格だが、テーマを設定した意見交換では一定の範囲内で自由な発言が可能であることから議員と市民の意見交換となる。
	公明党 土浦市議 団	担当委員会において、充分な議論のもと、しっかりした計画を立て実施すべき。	広報広聴委員会が主体となり、参加する議員全員が十分な準備のもと実施する。
第14条 第3項	明政会 (吉田博史)	質問の趣旨を確認する反問権と、議員の質問内容や考え方について市長等が捉え方の違いを表現する反問権があるが、土浦市の反問権はどちら?	質問趣旨の確認は、これまで壇上にて事実上行われている。 また、市長等が質問者の考え方を問う、いわゆる「反論権」については、二元代表制の下、互いに緊張感を保持し切磋琢磨するために付与すべき。 伊賀市議会議長が言っていたように「反論権」付与により議員が勉強するようになり、議員のレベルアップに繋がる。 結果的に議員力・議会力の向上に繋がれば、市民の利益になる。
第17条 第2項	明政会 (柳澤明)	執行部の出席要請を必要最小限にとどめることを敢えて条文化する理由は?	委員会では執行部に対する質問や要望が大半で、議案等に対する議員間の自由討議がほとんどなされていない状況から、自由討議を促す意味で敢えて条文化している。 なお、議員間の自由討議は議会基本条例の3つの必須要件の一つとされている。 また、「執行部の出席要請を必要最小限にとどめる」について、具体的には委員会において請願陳情の審査時や、案件のない部課長の出席要請を控えることが想定される。

会派	意 見 (要旨)	対 応 (案)	
第17条 第2項	明政会 (竹内裕)	定例会開会中の委員会では議案によっては、市長の出席で説明すべきとの議案は過去幾らでもあった。本来、市長に対しては提出した議案の中で説明すべきと委員会で同意をみたものは「必要に応じて出席要請出来るものとする」と条文のは正をお願いしたい。	各案件についての合意形成に至るまでは、議員相互がしっかりと議論を尽くすということを、市民に示すことがこの条文の狙いであることから原案どおりとする。
第19条	明政会 (柳澤明)	解説によると討論会における議題は議会報告会での市民意見のみを扱うように解せられるが、日常の議員活動からの課題は扱えないのか？	解説では、「議会報告会などで」としており、日常の議員活動による発議を排除するものではない。
	明政会 (柳澤明)	ここで言う政策立案・提言の主体は誰か？	議会として政策討論会を開催するが、その後は様々な対応が考えられる。例えば、議会として執行部に政策提言するもの、議会として他の機関等に要望するもの、議案として提出するものなどが想定される。 議案の提出は、会議規則に定められているとおり議員及び委員長が議長に提出するものである。
	明政会 (竹内裕)	政策討論会の前提が、議会報告会などで市民から聴取した意見となっているが、討論をしても統一見解が出ないことが考えられ、政策提言をする迄の方法はどう考えるのか？討論会で採決はないと思われるので、提言は難しいのでは。 これも試行してみて、その内容が具体化しないと条文に入れるのは早いと思う。別に条例で定めなくても、議会同意でも出来ると思われる。	議会報告会では地域の細かな要望や、重要な行政課題が提起されることが想定される。それらを議会運営委員会で協議の上、市長に報告すべきものは議長名で報告し、調査研究が必要なものや政策提言すべき重要課題については政策討論会で議論する。 政策討論会の議論の過程で必ずしも議案の提出までの合意形成が出来ないものも当然出てくると思われるが、どうしても実現させたいと考える議員は、執行部に対し一般質問する、あるいは議員提出議案として提案すれば良い。
	創政会	政策討論会の具体性が欲しい。	必要に応じて議長の判断で開催することとなる。
第23条 第2項	明政会 (柳澤明) (竹内裕)	市民の意見を参考とし、検討するものとするになっているが、ここでいう市民は当然市内在住者、特に選挙人有資格年齢の方をいうと思うが、どうか？	ここでも「広義の市民」と捉えることとする。

会派	意 見 (要旨)	対 応 (案)
第23条 第3項	明政会 (柳澤明)	「市民の直接請求」の「市民」は、定義付けされている「市民」とは異なる。
第25条	明政会 (竹内裕)	誰が何をどのようにして検証するのか、別途考えを示さなければ、見直し手続は出来ないのでは。